

三重の労働



LABOR OF MIE PREFECTURE VOL.271 2021年6月 • 7月

CONTENTS

- 1 三重県からのお知らせ
 - かえ労働力シェアリング支援事業 (PDF: 1,105KB)
 - ② 「中小企業のための障がい者のテレワーク導入ガイド」を作成しました(PDF:275KB)
 - ③ みえの働き方改革推進企業 (PDF:639KB)
 - ④ こちら労働相談室です (PDF:522KB)
 - ⑤ 高年齢者雇用に関する事業所向けセミナーのご案内【津】 (PDF:1,213KB)
 - ⑥ 高年齢者再就職のための再就職支援セミナーのご案内【津】 (PDF: 1,126KB)
 - ⑦ 高年齢者雇用に関する事業所向けセミナーのご案内【四日市】 (PDF:1,237KB)
 - ⑧ 高年齢者雇用に関する事業所向けセミナーのご案内【伊勢】 (PDF:1,212KB)
 - (PDF: 179KB)
- 2 三重県労働委員会事務局からのお知らせ
 - ① 三重労働委員会のご案内 (PDF: 121KB)
- 3 三重労働局からのお知らせ
 - 死亡災害ゼロ・アンダー2,000 みえ推進運動 (PDF:369KB)
 - ② 熱中症は命に関わる問題です! (PDF: 2,982KB)
 - ③ 令和3年度労働保険年度更新の手続きについて (PDF: 184KB)
 - ④ 新たな履歴書の様式例の作成について (PDF: 723KB)
 - ⑤ 各種助成金のご案内 (PDF: 269KB)
 - ⑥ 法改正への対応について (PDF: 1,533KB)
 - ⑦ 不妊治療と仕事の両立について (PDF: 1,003KB)
 - ⑧ 働き方・休み方改善コンサルタント案内中! (PDF: 223KB)
- 4 三重産業保健総合支援センターからのお知らせ
 - ① 産業保健研修会のご案内 (PDF: 327KB)
- * 「三重の労働2021年6月・7月号」全ページを一括ダウンロード (PDF: 13.770KB)

みえ労働力シェアリング支援事業

労働力不足にお悩みの事業者様 雇用の維持に苦慮する事業者様へ

みえ労働力シェアリング支援拠点は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、雇用の維持に苦慮する事業者と 人材不足の事業者、双方の「雇用シェア」(在籍出向・兼業・副業等)を無料でマッチングサポート致します。

マッチングまでの流れ(例)

コロナ禍の影響を受け、雇用の維持に苦慮す る事業者、労働力不足の事業者等が対象。



2 みえ労働力シェアリング支援拠点が事業者の間 に立ち、情報をまとめ、丁寧にマッチング。出向や 副業など、状況に応じた支援のご提案が可能。



事業者間での協議をサポート。双方の合意、 また従業員との合意におけるサポートをプロの 視点からアドバイス。



無報回回の物品と、 兼業・副業での就業の 場合とでは 求められる準備が異なります。 当拠点でしっかり パックアップします!

事業者間における合意においては社会保険や 就業規則、労働条件の整備など検討事項をすり 合わせ。みえ労働力シェアリング支援拠点が 全力でマッチングにむけてサポート。

> 従業員の 定着や スキルUPにも



新しい経験を積む ことでキャリアUPに 繋がりました!



事 業 者 様 のご 登 録 方 法

【登録申込方法】

1 WEBによるお申込み

「**みえ労働カシェア**」と検索、もしくはQRコードより 専用WEBサイトにアクセスができます。

みえ労働力シェアリング支援WEBサイト https://www.mie-share.jp/



2 FAXによるお申込み

裏面のエントリーシートをご記入の上、 FAXして下さい。

※申込後、確認のお電話を させていただきます。



みえ労働カシェアリング支援拠点のご案内

開設期間:令和3年4月1日(木)~令和4年3月31日(木)

住所:三重県津市栄町3-141-1 MOREビル5階(津駅より徒歩3分)

TEL:059-221-5880 FAX:059-228-1008

受付時間:平日9:30~17:30(土日祝除く)

- ●社会保険労務士が常駐していますので様々なご相談にお応えします。
- ●公益財団法人産業雇用安定センターと連携して実施しています。

みえ 労働力シェア 検索人

【支援拠点の地図案内】



みえ労働力 シェアリング支援拠点 事業者エントリーシート

対象となる事業者

申込日:令和 年 月 日

ア 三重県内に事業所を有する企業(農事組合法人、社会福祉法人など会社法に規定する法人以外の法人を含む。ただし、国及び地方公共団体が 運営・出資する法人を除く)及び個人事業主

$\overline{}$			
→ \	TH A 1111 WHALL WHALL WAS I	(/=\=:こがっても ^ t-t-t-t-t-t-t-t-t-t-t-t-t-t-t-t-t-t-t
1	*ロハハ帝秋ハカハナニ しょ と	「口」一声呼吸しの美物かねる。と	- 美力団美の反才禁以戦力以下反才禁以戦力と関係を有する者が打したと
1/	「1750ノ/15かり/2001年年	\J\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	工、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと

※「公開」は専用WEBサイトに公開する項目です。

	事業者名 ※送出事業者のみ非公開を選択可					(非公開希望	□)
公開	業種 ※「業種一覧」からお選びください。						
	所在地						
	担当部署・担当者名						
非公開	電話番号	()			
開	メールアドレス				@		
	雇用保険適用事業所	適用事業所	•	非適用事業所			

■受入事業者 (受入を希望する事業者様のみご記入ください)

	受入職種									
	就業地									
	受入方法 ※複数回答可	出向	•	派遣·	副業また	は兼業	・要権	目談・	その他()
	受入募集人数			名						
公開	受入期間		月	日	曜日	~	月	日	曜日まで	
	仕事内容									
	必要な免許・資格等									
	給与	時給	•	日給 ·	月給 (円)		
	就業時間帯			:	~		:			

■送出事業者(送出を希望する事業者様のみご記入ください)

	希望就業地								
	希望業種 ※「業種一覧」からお選びください。					, ,			
	希望職種								
,	送出方法 ※複数回答可	出向	•	派遣・	副業または兼業	・要相	目談・	その他()
公開	送出人数			名					
	送出期間		月	日	曜日 ~	月	日	曜日まで	
	希望就業時間帯			:	~		:		
	希望する賃金額	時給	•	日給 ·	月給 (円)		

■業種一覧 A 農業,林業

F 電気·ガス·熱供給·水道業 K 不動産業,物品賃貸業

P 医療,福祉

B 漁業

G 情報通信業

L 学術研究,専門・技術サービス業 Q 複合サービス事業

C 鉱業,採石業,砂利採取業 H 運輸業,郵便業

M 宿泊業,飲食サービス業 N 生活関連サービス業,娯楽業 R サービス業(他に分類されないもの)

D 建設業

Ⅰ 卸売業,小売業

S 公務(他に分類されるものを除く)

E 製造業 J 金融業,保険業

O 教育,学習支援業

T 分類不能の産業

■「公益財団法人産業雇用安定センター」へ登録情報を提供することに同意しますか。(同意する · 同意しない)

■誓約事項

1. 暴力団関係事業者等ではない。 (はい ・ いいえ) (はい ・ いいえ) 2. 税を滞納していない。

※いただいた法人情報及び個人情報につきましては、本事業の目的以外に使用致しません。

【FAX送付先】 みえ労働力シェアリング支援拠点 (受託事業者:㈱JTB三重支店) 受付時間 平日9:30-17:30(12/29~1/3を除く)

FAX.059-228-1008

県では、これまで働く希望を持ちながらも、通勤が困難であるために働けなかった障がい者やコミュニケーションに障がいがある方などが、テレワークを用いることで、特性や体力に応じて就労が可能となるような社会を実現することを目的に、令和2年度に「障がい者のテレワーク促進事業」を実施しました。

この事業において、障がい者のテレワークに初めて取り組む企業向けに、「中小企業のための障がい者のテレワーク導入ガイドブック (全12ページ)」を作成しました。

分身ロボットやRPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)を はじめ、様々なテレワーク技術を活用した障がい者の就労訓練を通して、障が い者雇用の新しい働き方のモデルを構築しましたので、企業関係者の皆様に参 考にしていただけると幸いです。

三重県HP ⇒ https://www.pref.mie.lg.jp/KOYOU/HP/m0139400189.htm

令和3年度は、障がい者のテレワーク就労を検討している県内企業に対し、 障がい者のテレワーク導入支援アドバイザーを派遣する事業を予定しておりま すので、資料請求やご不明な点などがございましたら、下記までお問い合わせ ください。

【お問い合わせ先】

三重県 雇用経済部 雇用対策課

障がい者雇用班 担当:相賀

TEL: 059-224-2510 FAX: 059-224-2455

Mail:koyou@pref.mie.lg.jp

働きやすい職場をめざして みえの働き方改革 推進企業

【募集期間】令和3年4月12日(月)~7月30日(金)

三重県では、働き方を見直し、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業等の優れた取組を県内に広め、地域社会全体での「ワーク・ライフ・バランス」、「働き方改革」の取組推進につなげることを目的に、「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度を実施しています。

みえの働き方改革

働きやすさで選ばれる職場・選ばれる三重へ(地方創生)

ワーク・ライフ・バランスの推進

- ●テレワークなど多様な働き方の尊重
- ●長時間労働の是正、休暇取得促進
- ●健康経営の取組推進

誰もが能力を発揮

- ●多様な人材の活躍推進
- ●若者の就労や定着の促進
- ●正規雇用の促進

会社の風土×新しい働き方

生産性の向上

- ●経営戦略としての「働き方改革」
- DXによる業務効率改善
- 従業員による改善提案やスキルアップ

次世代育成支援等

- ●仕事と子育て・介護の両立
- ●男性の育児参画の推進
- ●イクボスの取組の推進

わが社の改革を、社会の変革へ

■登録・表彰制度フロー図■

令和3年度の登録企業募集(4~7月末まで、年1回)

県で審査し

登録企業 決定(10月)

当該年度の登録企業の中から、特に意欲的な取組を行って いる企業を三重県知事表彰として表彰します。

知事表彰企業 決定(11月頃)

※知事表彰受賞を目指す企業等は、当該年度の登録制度に応募し、登録される必要があります。

【お問い合わせ先】

三重県雇用経済部雇用対策課 働き方改革・勤労福祉班

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL 059-224-2454 FAX 059-224-2455

E-mail koyou@pref.mie.lg.ip

*詳細は三重県ホームページに掲載しております。

検索

三重 働き方改革登録



◆令和3年度「みえの働き方改革推進企業」登録基準の一部◆

*労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の関係法令を遵守している

○働く環境の改善

- ・ワーク・ライフ・バランスを推進するための取組(長時間労働是正の取組、テレワーク等)を行っている
- ・所定外労働時間の削減のための工夫を行っている
- ・年次有給休暇の計画的な取得推進のための工夫を行っている
- ・生産性向上のための工夫を行っている
- ・従業員の意見や要望、働き方に関するアイデアを聞いたり、ハラスメント相談窓口を設けている

○誰もが働きやすい職場環境づくり

- •「女性」「高齢者」「障がい者」「若年者」「非正規社員」等、誰もが働きやすい職場環境づくりを行っている
- ・誰もが能力を発揮できる職場環境づくりを行っている

〇出産・育児・介護に関する制度整備

- ・産前・産後休業期間、育児・介護休業期間、看護休暇の日数等が法律で定められた期間を上回っている
- ・育児・介護中の社員のために、早出・遅出勤務、フレックスタイム制、在宅勤務等を実施している

○制度が利用しやすい職場環境づくり

- ・育児・介護休業を取得しやすくする取組(代替要員の確保、職場復帰時の研修等)を行っている
- ・男性社員の育児休業取得を推進している(育児休暇(特別有休)設定、イクボス研修の実施等)
- 〇各種制度への参画(障がい者雇用推進ネットワーク、イクボス同盟、女性の大活躍推進三重県会議等)
- 〇わが社の働き方改革宣言(重点的に取り組もうとする項目の宣言)
- 〇わが社自慢(独自性のある取組や制度活用例・実績等)

【登録企業・表彰企業への優遇措置】

- 県のホームページ、広報誌等により登録・表彰企業の取組を広く紹介します。
- 登録・表彰企業であることを意味するそれぞれのシンボルマークを提供します。 (名刺やパンフレット等に活用することにより、企業のイメージアップ等が期待されます。)
- 求人情報に登録・表彰企業である旨を記載することで、企業のイメージアップに つながります。
- 登録された企業には、取組の推進に参考となる資料・情報を提供します。
- 三重県中小企業融資制度の「働き方改革支援資金」(三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課所管)が利用できます。

◆これまでの知事表彰企業

年度	企業名(◎ベストプラクティス賞、○グッドプラクティス賞、・奨励賞※H30 株式会社赤福はイノベーション賞)
	◎日本土木工業株式会社
R2 (2020)	〇万協製薬株式会社 〇株式会社エフテック亀山事業所
	・株式会社四日市事務機センター
	◎住友電装株式会社
R1 (2019)	〇株式会社石吉組 〇株式会社光機械製作所
	•東海住電精密株式会社
	◎国立大学法人三重大学 ◎一般財団法人食品分析開発センターSUNATEC
H3O(2018)	〇日本トランスシティ株式会社
	•株式会社赤福

突然、解雇を言い渡された!

賃金、残業代を 支払って<u>もら</u>えない…



パートだけど 年休ってあるの? なかなか休めない!!



労働者の方や事業主からの

労働問題に関する困りごとに相談員がお答えします。

1人で悩まずに お気軽に 相談ください



弁護士相談 (予約制)も 行っています

相談無料

相談内容など個人の 秘密は守られますので ご安心ください。

\まずはこちらへお電話を/

059-224-3110





相談時間

労働相談(電話・面接) —

月·水·金曜日

午前9:00~午後5:00

火·木曜日

午前9:00~午後7:00

弁護士相談

毎月第2金曜日

午後1:00~午後4:00

※2日前までに予約が必要です

ポトガル語。 (Pontugues)

スペイン語の通訳

月~金曜日

午前9:00~午後4:30

※電話相談に通訳を交えた 3者通話で対応します



※但し、祝日、年末年始は除きます。

※Eメールでの相談は『労働相談メール受付窓口』(https://www.pref.mie.lg.jp/oshigoto/40630012929.html) 若しくは、info@mie-kinfukukyo.or.jpへ直接必要事項を記載し送信してください。

お問い合わせ

三重県労働相談室 (**三重県の機関です**)

三重県津市栄町1丁目891三重県勤労者福祉会館1F

県内の主な労働相談・職業相談・職業紹介 窓口一覧

名 称・相談内容	相談時間・機関名・電話番号等 *原則、休祝日及び年末年始は休みです。
【名称】 総合労働相談コーナー (三重労働局、四日市、津、松阪、伊勢、 伊賀、熊野) ※電話相談可 【相談内容】 労働相談全般	相談時間:月曜~金曜 9:30~16:30 電話番号·所在地 三重労働局 Te.059-226-2110 津市島崎町327-2(三重労働局雇用環境·均等室内) 四 日 市 Te.059-351-1662 四日市市新正2-5-23(四日市労働基準監督署内) 津 Te.059-291-6788 津市島崎町327-2(津労働基準監督署内) 松 阪 Te.0598-51-0015 松阪市高町493-6(松阪労働基準監督署内) 伊 勢 Te.0596-28-2164 伊勢市船江1-12-16(伊勢労働基準監督署内) 伊 賀 Te.0595-21-0802 伊賀市緑ヶ丘本町1507-3(伊賀労働基準監督署内) 熊 野 Te.0597-85-2277 熊野市井戸町672-3(熊野労働基準監督署内)
【名称】 ハローワーク (桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊勢、伊賀、尾鷲、熊野) 【相談内容】 職業相談・職業紹介 《対象:一般、障がい者、高年齢者など 全般》	相談時間:月曜〜金曜 8:30~17:15 電話番号・所在地 ハローワーク桑 名 TeLO594-22-5141 桑名市桑栄町1-2 サンファーレ北館1階 ハローワーク四日市 TeLO59-353-5566 四日市市本町3-95 ハローワーク鈴 鹿 TeLO59-382-8609 鈴鹿市神戸9-13-3 ハローワーク 津 TeLO59-228-9161 津市島崎町327-1 ハローワーク
【名称】 日本司法支援センター三重地方事務所 (法テラス三重) 【相談内容】 ・情報提供(解決に役立つ情報提供や適 切な相談窓口のご紹介) ・民事法律扶助制度(資力要件あり)に よる無料法律相談	【法テラスサポートダイヤル】 相談時間(情報提供):月曜〜金曜 9:00〜21:00
【名称】 わかものハローワークみえ 【相談内容】 就職相談・職業紹介 《対象:正規雇用を目指す若年者(おおむね35歳未満)》	相談時間:月曜~金曜 9:30~18:00 第2·4土曜日10:00~17:00 電話番号:059-325-7000 所在地 :四日市市西浜田町12-13
【名称】 //U-7-1/津 みえ新卒応援ハローワーク 【相談内容】 職業相談・職業紹介 《対象: 学卒予定者、学卒未就職者、 若年者(44歳くらいまで)》	相談時間:月曜〜金曜 9:00〜18:00 電話番号:059-229-9591 所在地 :津市羽所町700 アスト津3階(おしごと広場みえ内)
【名称】 おしごと広場みえ 【相談内容】 情報提供・適職診断・就職に役立つ セミナー等の開催 《対象:大学・短大・専門学校等在学者、 34歳以下の若年者の方、安定した就職 を目指す方、働きたい女性の方、就職氷 河期世代(概ね34歳から49歳)の方、お よびその家族》	相談時間:月曜〜金曜 9:00〜18:00 電話番号:059-222-3309 所在地 :津市羽所町700 アスト津3階

令和3年度 生涯現役促進地域連携事業

経営者・人事労務担当者の方は是非ご参加ください



高年齢者雇用に関する事業所向けセミナーのご案内

~ 改正高年齢者雇用安定法への対応 ~

少子高齢化で、労働力人口が減少する中、多様な人材の確保が必要不可欠です。

近年、高年齢者の就業意欲が高まり、年々就業人口が増加している中で、長年、社会において培われた貴重な経験を活かし、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けられる雇用環境の整備が急務です。また、今年4月より、改正高年齢者雇用安定法が施行され、これまでの65歳までの雇用確保(義務)に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、努力義務が新設されました。このような状況の中、企業においては、昨今のコロナ禍による厳しい雇用情勢においても、従業員の雇用維持に努力していただいているところですが、今後の事業継続を中長期的にみると、高年齢者は貴重な戦力となると期待されます。高年齢者を雇用することによるメリットや課題、改正高年齢者雇用安定法への企業としての対応など、企業の経営者・人事労務担当者の方々への参考となるセミナーを開催いたしますので、是非ご参加ください。

※高年齢者とは概ね55歳以上の方のこと

^{2021年} **25**€

時 間

開催日

13:30 ~ 16:30

会場

プラザ洞津 2階 飛翔の間

津市新町1丁目6-28 TEL.059-227-3291

第1部 13:30 \15:30/

高年齢者雇用に関する事業所向けセミナー

講演

「改正高年齢者雇用安定法への対応として 事業所に求められるものとは」

講 師 ダイ・マンパワーマネジメント 代表 大地 勉 氏 (社会保険労務士) (元株式会社百五総合研究所 経営コンサルティング部部長兼主席研究員)

第**2部** 15:30 16:30

個別相談会

三重県生涯現役促進地域連携協議会 支援員

社会福祉法人三重県社会福祉協議会 三重県福祉人材センター

- ※個別相談のため、原則として、 事前予約制とします。
- ※4 社まで
- ・感染症対策の観点から、マスクの着用や手指の消毒等にご協力いただきますようお願いします。
- ・発熱や咳等の風邪症状がみられる方や、感染リスクを心配される方については来場をご遠慮ください。
- ・「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」の活用および会場における「安心みえるLINE」のQRコードの読込にご協力いただきますようお願いします。

※新型コロナウイルス感染症拡大状況によっては、セミナーの内容を変更・中止する場合があります。

主催:三重県生涯現役促進地域連携協議会

運営:三重労使雇用支援機構(三重県経営者協会・連合三重) 協力:ハローワーク

会場へのご案内



参加お申し込み

TEL·FAX·e-mailにてお申込みください。

TEL 059-228-3557 FAX 059-228-3710

e-mail kazu@miekeikyo.jp

定員 80名

締切 2021年6月17日(木)までにお願いします。(定員締切)

担当中村

6月25日 プラザ洞津分

企業・	事業名								
所在	E 地	ご住所	〒	-					
		電話番号					FAX番	:号	
e-m	nail								
役	職					お	名前		
役	職					お	名前		
個別相	訓談会	希]	望する	•	希望しない				※どちらかを○で囲んでください。

申込先

三重労使雇用支援機構

〒514-8691 津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3階 TEL 059-228-3557/FAX 059-228-3710 厚生労働省三重労働局委託

令和3年度 生涯現役促進地域連携事業

定年退職者(予定者)・求職者の方は是非ご参加ください

高年齢者再就職のための



2021年

 $13:30 \sim 16:30$

プラザ洞津 2階飛翔の間

津市新町1丁目6-28 TFL 059-227-3291

雇用保険受給者の 皆さま

失業の認定における 「求職活動実績」として 認められます。

雇用保険受給資格証を 必ずご持参ください。

県内の雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響で、非常に厳しい状況となっています。有効求人倍率も 1.13 倍(3月現在)と低い水準に置かれています。しかし、中長期的には、労働力人口の減少により、多様な人材 の活用が必要となっています。高年齢者(高年齢者とは概ね55歳以上を対象としています。)が意欲と能力がある限り、 年齢にかかわらず働くことができる機会を多くし、また、新たな仕事などにチャレンジする方々のための支援として、 下記の再就職支援セミナーを開催します。高年齢者で、求職者・定年予定者の方は是非ご参加ください。

第1部

13:30 14:15

グッドライフ設計塾代表 菅田 芳恵 氏

「シニア世代のライフプランについて」

(特定社会保険労務士・1級 FP 技能士)

第2部 14:15

15:00

「高年齢者の働き方について」〜体験談をふまえて〜

講師 キャリアコンサルタント 西村 佳美 氏

第3部

「業界研究」

15:00 15:30

①「製造業」伊藤印刷㈱

②「介護・福祉等」社会福祉法人三重県社会福祉協議会

第4部

「個別相談会」※個別相談のため、原則として、事前予約制とします。(定員4名まで) 三重県生涯現役促進地域連携協議会 支援員

15:30 16:30

社会福祉法人三重県社会福祉協議会 三重県福祉人材センター

- ・感染症対策の観点から、マスクの着用や手指の消毒等にご協力いただきますようお願いします。
- ・発熱や咳等の風邪症状がみられる方や、感染リスクを心配される方については来場をご遠慮ください。
- ・「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」の活用および会場における「安心みえるLINE」のQRコードの読込にご協力い ただきますようお願いします。

※新型コロナウイルス感染症拡大状況によっては、セミナーの内容を変更・中止する場合があります。

主催:三重県生涯現役促進地域連携協議会

運営:三重労使雇用支援機構(三重県経営者協会・連合三重) 協力:ハローワーク

会場へのご案内



参加お申し込み

TEL・FAX·e-mail にてお申込みください。

TEL 059-228-3557 FAX 059-228-3710

e-mail kazu@miekeikyo.jp

定員 80名

締切 2021年6月22日(火)までにお願いします。(定員締切)

担当中村

7月1日 プラザ洞津分

氏 名					
所在地	ご住所	〒	-		
	TEL·携带				
e-mail					
個別相談会	希望	する	•	希望しない	※どちらかを○で囲んでください。

※本セミナーへの申込み内容については、ハローワークへ情報提供を行わせて頂きます。同意の上でお申し込みください。

申込先

三重労使雇用支援機構

〒514-8691 津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3階

TEL 059-228-3557/FAX 059-228-3710

令和3年度 生涯現役促進地域連携事業

経営者・人事労務担当者の方は是非ご参加ください



高年齢者雇用に関する事業所向けセミナーのご案内

~ 改正高年齢者雇用安定法への対応 ~

少子高齢化で、労働力人口が減少する中、多様な人材の確保が必要不可欠です。

近年、高年齢者の就業意欲が高まり、年々就業人口が増加している中で、長年、社会において培われた貴重な経験を活かし、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けられる雇用環境の整備が急務です。また、今年4月より、改正高年齢者雇用安定法が施行され、これまでの65歳までの雇用確保(義務)に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、努力義務が新設されました。このような状況の中、企業においては、昨今のコロナ禍による厳しい雇用情勢においても、従業員の雇用維持に努力していただいているところですが、今後の事業継続を中長期的にみると、高年齢者は貴重な戦力となると期待されます。高年齢者を雇用することによるメリットや課題、改正高年齢者雇用安定法への企業としての対応など、企業の経営者・人事労務担当者の方々への参考となるセミナーを開催いたしますので、是非ご参加ください。

※高年齢者とは概ね55歳以上の方のこと

※Web 環境にない方は会場にお集りください。

時間

 $13:30 \sim 16:30$

会 場

ユマニテクプラザ 3階研修室300

四日市市鵜の森 1 丁目 4-28 TEL.059-359-4877 【近鉄四日市駅より徒歩 3 分】

第**1部** 13;30 15:30/

高年齢者雇用に関する事業所向けセミナー

講演

「改正高年齢者雇用安定法への対応として 事業所に求められるものとは」

講 師 ダイ・マンパワーマネジメント 代表 大地 勉 氏 (社会保険労務士) (元株式会社百五総合研究所 経営コンサルティング部部長兼主席研究員)

第2部 15:30 16:30

個別相談会

三重県生涯現役促進地域連携協議会 支援員

社会福祉法人三重県社会福祉協議会 三重県福祉人材センター

- ※個別相談のため、原則として、 事前予約制とします。
- ※4 社まで
- ・感染症対策の観点から、マスクの着用や手指の消毒等にご協力いただきますようお願いします。
- ・発熱や咳等の風邪症状がみられる方や、感染リスクを心配される方については来場をご遠慮ください。
- ・「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」の活用および会場における「安心みえるLINE」のQRコードの読込にご協力いただきますようお願いします。

※新型コロナウイルス感染症拡大状況によっては、セミナーの内容を変更・中止する場合があります。

主催:三重県生涯現役促進地域連携協議会

運営:三重労使雇用支援機構(三重県経営者協会・連合三重) 協力:ハローワーク

会場へのご案内



参加お申し込み

TEL·FAX·e-mail にてお申込みください。

TEL 059-228-3557 FAX 059-228-3710

e-mail kazu@miekeikyo.jp

定員 50名

締切 2021年6月30日(水)までにお願いします。(定員締切)

担当中村

7月9日 ユマニテクプラザ分

オンライン 参加も可能

企業・	事業名							
所在	生 地	ご住所	〒	-				
		電話番号				FA	AX番号	
参加	方法		オンライ	ン参加	•	会場参	参加	※どちらかを○で囲んでください。
				↓ オン	ライン参加の場合	は、必ず	e-mail	をご記入ください。 ↓
e - n	nail							
役	職					お名	前	
役	職					お名	前	
個別村	目談会	希望	望する	•	希望しない			※どちらかを○で囲んでください。

申込先

三重労使雇用支援機構

〒514-8691 津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3階 TEL 059-228-3557/FAX 059-228-3710

令和3年度 生涯現役促進地域連携事業

経営者・人事労務担当者の方は是非ご参加ください



高年齢者雇用に関する事業所向けセミナーのご案内

~ 改正高年齢者雇用安定法への対応 ~

少子高齢化で、労働力人口が減少する中、多様な人材の確保が必要不可欠です。

近年、高年齢者の就業意欲が高まり、年々就業人口が増加している中で、長年、社会において培われた貴重な経験を活かし、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けられる雇用環境の整備が急務です。また、今年4月より、改正高年齢者雇用安定法が施行され、これまでの65歳までの雇用確保(義務)に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、努力義務が新設されました。このような状況の中、企業においては、昨今のコロナ禍による厳しい雇用情勢においても、従業員の雇用維持に努力していただいているところですが、今後の事業継続を中長期的にみると、高年齢者は貴重な戦力となると期待されます。高年齢者を雇用することによるメリットや課題、改正高年齢者雇用安定法への企業としての対応など、企業の経営者・人事労務担当者の方々への参考となるセミナーを開催いたしますので、是非ご参加ください。

※高年齢者とは概ね55歳以上の方のこと

^{2021年}**7/20**必

時間

開催日

13:30 ~ 16:30

会場

三重県伊勢庁舎 4階 401会議室

伊勢市勢田町 628-2 TEL.0596-27-5194

第1部 13;30 15:30/

高年齢者雇用に関する事業所向けセミナー

講演

「改正高年齢者雇用安定法への対応として 事業所に求められるものとは」

講 師 ダイ・マンパワーマネジメント 代表 大地 勉 氏 (社会保険労務士) (元株式会社百五総合研究所 経営コンサルティング部部長兼主席研究員)

第**2部** 15;30 16:30

個別相談会

三重県生涯現役促進地域連携協議会 支援員

社会福祉法人三重県社会福祉協議会 三重県福祉人材センター

- ※個別相談のため、原則として、 事前予約制とします。
- ※4 社まで
- ・感染症対策の観点から、マスクの着用や手指の消毒等にご協力いただきますようお願いします。
- ・発熱や咳等の風邪症状がみられる方や、感染リスクを心配される方については来場をご遠慮ください。
- ・「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」の活用および会場における「安心みえるLINE」のQRコードの読込にご協力いただきますようお願いします。

※新型コロナウイルス感染症拡大状況によっては、セミナーの内容を変更・中止する場合があります。

主催:三重県生涯現役促進地域連携協議会

運営:三重労使雇用支援機構(三重県経営者協会・連合三重) 協力:ハローワーク

会場へのご案内



参加お申し込み

TEL·FAX·e-mailにてお申込みください。

TEL 059-228-3557 FAX 059-228-3710

e-mail kazu@miekeikyo.jp

定員 40名

締切 2021年7月12日(月)までにお願いします。(定員締切)

担当中村

7月20日 伊勢庁舎分

企業・	事業名								
所在	E 地	ご住所	₹	-					
		電話番号					FAX番	号	
e-m	nail								
役	職					お	名前		
役	職					お	名前		
個別相	訓談会	希!	望する	•	希望しない				※どちらかを○で囲んでください。

申込先

三重労使雇用支援機構

〒514-8691 津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3階 TEL 059-228-3557/FAX 059-228-3710

テレワーク相談窓口のご案内

※本事業は、三重県からの委託を受け、株式会社中部システムセンターが運営しています。

テレワークに関する専門的な知識を持つ「テレワークアドバイザー」が ご相談を受け付けます!

相談受付日時

令和3年6月1日~令和4年3月18日までの平日

※祝祭休日および令和3年12月29日~令和4年1月3日を除く

9時から17時まで(12時から13時までを除く)

対 象

三重県内に本社または主たる事業所のある中小企業および 小規模企業等の経営層、テレワーク推進担当者等



無料

相談窓口の内容

- ・テレワークの導入・実施時の労務管理についてのアドバイス
- ・テレワーク導入に関する助成金活用やシステム導入等の情報提供
- ・テレワーク導入に関する各種セミナーの案内

相談先

株式会社 中部システムセンター

相談受付方法

- ①Webフォーム https://bit.ly/2SrHaXw
- ②お電話 059-232-3174
- ③メール info@csc-mie.co.jp



Webフォーム QRコード

アドバイザープロフィール

株式会社 中部システムセンター

(1977年設立/三重県津市一身田平野175-1)

ホワイト企業アワード西日本大賞受賞(2016年、2017年) 平成30年度「三重県働き方改革取組拡散事業」受託 令和2年度「三重県テレワーク導入促進事業」受託

代表取締役/働き方改革コンサルタント 田中 裕嗣

- ・前職にてIT運用提案業務および組織・人事労務コンサル業務に従事
- ・現職にて企業への働き方改革コンサルティングおよびオフィス環境コンサルティングを実施
- ・業務プロセス改善や組織づくりによる生産性向上支援も得意とする

ワークスタイルプランナー 小倉 弘義

- ・企業への働き方改革やテレワーク導入に関する提案およびコンサルティングの実績多数
- ・特に業務改善に向けたIT機器およびシステム導入支援を得意とする (情報共有クラウドツール/リモートツール/VPN構築/ペーパーレス運用/勤怠管理)

ワークスタイルプランナー 水越 峻史

- ・企業への働き方改革やテレワーク導入に関する提案およびコンサルティングの実績多数
- ・特に業務改善に向けたIT機器導入支援や助成金活用支援を得意とする (オンライン会議運用/勤怠管理/VPN構築/ペーパーレス運用/助成金活用)







三重県労働委員会のご案内

~より良い労使関係をバックアップします~

労働委員会は、労使間の問題を当事者で解決することが困難な場合、より良い労使 関係を築くために、中立・公正な立場で、紛争の早期解決をお手伝いする機関です。

◎ 労働委員会の委員

労働委員会は、公益を代表する委員(公益委員)5名、労働者を代表する委員(労働者委員)5名、使用者を代表する委員(使用者委員)5名の計15名で組織されています。これらの委員が、労使紛争のあっせん員や不当労働行為の審査委員などを務めます。

◎ 主な仕事

● 労使紛争のあっせん

労働組合や個々の労働者と会社の間で発生した次のような労働条件等の問題について、当事者間での自主的な解決が困難な場合に、あっせん員が双方の言い分を聞き、紛争解決のために適切な助言を行うなど、紛争の迅速な解決を支援します。

- 賃上げ交渉について、労働組合と使用者の折り合いがつかない。
- 突然、会社から何の説明もなく解雇された。
- 事前に何の説明もなく時給が引き下げられた。
- 社員に配置転換を命じたが、理由もなく拒否している。

● 不当労働行為の審査

会社の行為が労働組合法で禁止されている次のような行為に該当するかどうか について審査を行い、救済命令を発します。

- 労働組合の組合員であることや正当な組合活動を行ったこと等を理由に、 組合員に解雇などの不利益な取扱いをすること。
- 正当な理由もなく労働組合との団体交渉を拒否すること。
- 労働者による組合結成や組合運営に対し介入すること。



三重県労働委員会事務局

〒514-0004 津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎5階 TEL 059-224-3033 FAX 059-224-3053

ホームページ http://www.pref.mie.lg.jp/ROUI/HP/

労働委員会のご利用は無料です!

死亡災害ゼロ・



アンダー2,000 みえ推進運動

~人生 100 年時代の労働災害防止対策~

三重労働局では、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの期間、死亡災害の撲滅、死傷者数2,000人未満を目指し、労働災害防止に関する取組を推進します。

特別重点事項

- 〇 高年齢労働者に対する労働災害防止対策
- O リスクアセスメントの取組の推進

重点事項

O 死亡災害 【事故の型】

> 墜落·転落災害 交通労働災害

【業種】

建設業道路貨物運送業

O 死傷災害 【事故の型】

転倒災害

墜落•転落災害

【業種】

小売業 社会福祉施設 道路貨物運送業 製造業

【高年齢労働者に対する労働災害防止対策】 「エイジフレンドリーガイドライン」の推進

- ① 転倒災害防止対策
- ② 身体機能を補う設備・装置の導入
- ③ 身体機能の低下を考慮した作業内容の見直し
- ④ 健康状況、体力の状況の把握・対応
- ⑤ 丁寧な安全衛生教育の実施

【リスクアセスメントの取組の推進】

- ① リスクアセスメント未実施事業場におけるリスクアセスメントの導入による機械設備 等の安全化及び作業方法の改善
- ② リスクアセスメント実施事業場における残存リスクに対するリスク低減措置までの確 実な実施

【転倒災害防止対策】 「STOP!転倒災害プロジェクト」の推進

- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ③ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
- ④ 安全衛生教育の実施

【墜落•転落災害防止対策】

- ① 足場・屋根からの墜落・転落災害防止対策
- ② 脚立・はしご・階段からの墜落・転落防止対策
- ③ トラックの荷台からの墜落・転落災害防止対策

【交通労働災害防止対策】 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の推進

- 交通ルールの遵守
- ② 運転時及び歩行時の安全確認の徹底
- ③ 安全衛牛教育の実施



【小売業・社会福祉施設】 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の推進

① 転倒災害防止対策 ② 交通労働災害防止対策(新聞販売業)

【道路貨物運送業】 ① 交通労働災害防止対策 ②墜落・転落災害防止対策

【製造業】

- ① 機械設備等によるはさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害防止対策
- ② 転倒災害防止対策 ③墜落・転落災害防止対策

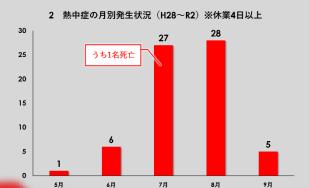




【協力团体】 建設業労働災害防止協会三重県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会三重県支部、

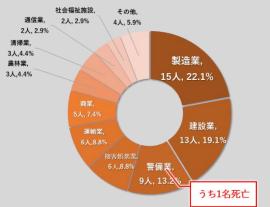
- 林業•木材製造業労働災害防止協会三重県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会四日市支部、
- (一社) 三重労働基準協会連合会、(一社) 日本ボイラ協会三重支部、(一社) 日本クレーン協会三重支部、
- (公社)建設荷役車両安全技術協会三重県支部、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会三重支部、
- (独行) 三重産業保健総合支援センター、三重県 RSTトレーナー会、県下各地区労働基準協会







業種別の発生状況(H28~R2)※休業4日以上 3



4 熱中症の分類と症状

分類	症状	重症度
I度	めまい・なまあくび・失神 筋肉痛・筋肉の硬直 大量の発汗	小
Ⅱ度	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 集中力や判断力の低下	Ц
Ⅲ度	意識障害・痙攣・手足の運動障害 高体温	t

資料処出:「労働者死傷病報告」 (三重県内の発生状況)

STOP! 禁中症~みんなで防ごう熱中症~

クールワークキャンペーン

取組期間:5月1日~9月30日

厚生労働省 三重労働局

WBGT値を活用し、正しい熱中症対策を行いましょう

WBGT値とは(暑さの見える化)

WBGT値(Wet-Bulb Glove Temperature:湿球黒球温度(単位℃))は、暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数で、身体に対する暑さの危険度を数値で表したものです。

①黒球温度:黒色に塗装された薄い銅板の球(中は空洞、直径約15cm)に温度計を入れて計測したもの

②湿球温度:水で湿らせたガーゼを温度計の球部に巻いて計測したもの

③乾球温度:通常の温度計を使用してそのまま測定したもの

をもとに、

(屋外) WBGT (°C) = 0.7×2 湿球温度 + 0.2×1 黒球温度 + 0.1×3 乾球温度

(屋内) WBGT ($^{\circ}$ C) = 0.7×②湿球温度+0.3×①黒球温度

の式により求めます。

WBGT値の正確な測定のためにも、市販されている「WBGT指数計」を用いて測定しましょう。

熱中症リスクを正しく見積るために(WBGT値の活用)

実測したWBGT値(必要に応じて衣類の補正をしたもの)は、**身体作業強度等に応じWBGT 基準値**に照らして評価し、熱中症リスクを正しく見積もりましょう。

基準値を超える又は超えるおそれのある場合には、WBGT値の低減をはじめとした熱中症予防対策を実施しましょう。

WBGT基準値 分区 身体作業強度(代謝率レベル)の例 熱に順化してい 熱に順化している人 ない人 安静、楽な座位 33 32 比較 軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記) 手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立など) 腕及び脚の作業(通常の状態での乗物の運転、フットス イッチ、ペダル操作) 立位でドリル作業 (小さい部品) 1 低代謝率 フライス盤 (小さい部品) 、コイル巻き、小さい電機子巻き 小さい力で駆動する機会 2.5 k m/h以下での平坦な場所での歩き 継続的な手及び腕の作業 継続的な手及び線の作業 腕及び脚の作業(トラックのオフロード運転、トラクターお 及び建設車両) 腕と胴体の作業 空気圧ハンマーでの作業 トラクター組 立、しって、沙塗り、中くらいの重さの材料 を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果 物及び野菜の収穫) 軽量な荷車及び手押し車を押したり引いたりする 2.5km/h~5.5km/hでの平坦な場所での歩き 2 中程度 代謝率 強度の腕及び胴体の作業 重量物の運搬 ショベル作業、ハンマー作業、のこぎり作業 硬い木へのかんながけ又はのみ作業、草刈り、掘る 5.5km/h∼7km/hでの平坦な場所での歩き 3 高代謝率 23 重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする 鋳物を削る、コンクリートプロックを積む 最大速度の速さでのとても激しい活動、斧を振るう、激しく ショベルを使ったり掘ったりする 20 階段を昇る、平坦な場所で走る 7km/h以上で平坦な場所を歩く 代謝率

※処出:厚生労働省「職場における熱中症予防基本対策要綱」表1-1 (日本産業規格JIS 7 8504附属書A「WBGT熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す

代謝レベルを具体例に置き換えて作成したもの)

身体作業強度に応じたWBGT基準値



単層の不透湿性のつなぎ服単層の不透湿性でなき服の上に長袖ロング丈の不透湿性エブロン着用の不透湿性エブロン着用の不透湿性エブロン着用のなぎ服を二重着用のなぎ服を二重着用でかれば、大きながられば、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが	服の上に養たフードなし服の上に養たフードなし服の上に養たフードなき服 フードつき アードなしの フードなしの フードなじ 関単層の不透湿性つなぎ服	小上に長曲コングと 小透湿性つなぎ服	湿性エプロン着用の上に長袖ロング丈	の衣服を二重着用	層のSMS 不織布	リオレフィン不織布制つなぎ服	なぎ服	作業服	組合せ
補正值 0 0 2 0 3 4 10 11 1	ļ 10 11 12	10	4	3	0	2	0	0	補正値

※素材を問わずフードがつく場合は上の数字に+1する (フードなしのものに限る)

※処出:厚生労働省「職場における熱中症予防基本対策要綱」表1-2 ※3MS・・スパンポンド・メルトプロン-スパンポンドの3層構造からなる不織布 ※ボリオレフィン・・・ポリエチレン、ボリプロピレンならびにその共重合体などの総称

基準値を超える場合は、WBGT値の低減対策(熱中症予防対策)が必要

熱中症予防対策のポイント

作業時間の短縮

単独作業を控え、作業時間を短縮し、こま めに休憩をとりましょう。また人命尊重の ため「作業中止」の判断も必要です

熱への順化期間

長期休み明け等は、1週間程度かけて徐々に 体を慣らしましょう

水分・塩分の補給

定期的(1時間に1回程度)な水分・塩分摂 取を行いましょう

涼しい服装

透湿性・通気性の良い服装を着用し、 クールベストや空調服などを併用しましょう 屋外では定期的にマスクを開放しましょう

熱中症

予防

労働者に対しての教育

厚生労働省が公表している「職場 における熱中症予防対策マニュア ル」等を活用し、全ての労働者に 対し、①熱中症の症状、②熱中症 の予防方法、③緊急時の救急処置、 4熱中症の事例についての教育を 行いましょう

労働衛生管理体制の確立

高温多湿な場所での対策

「送風機」、「スポットクーラーなどの冷 **房設備**|のほか、屋外では「簡易テントに よる日除けしなどを設置し、直射日光や照 り返しを避けるようにしましょう

休憩場所における対策

冷房設備、ミストシャワー、氷、冷たいお しぼり、飲料水、スポーツドリンク、塩飴、 緊急処置の救急用具を備えましょう。

感染症対策との両立

休憩室の分散使用、換気による冷房効果の 低下を考慮した対策をこころがけましよう

健康診断結果に基づく対応

熱中症の発症に影響を与えるおそ れのある疾患の治療中の労働者に ついては、産業医や主治医の意見 を勘案し、就労場所の変更、作業 転換等の適切な措置を講じましょう

日常の健康管理

睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、 朝食の摂取など、健康管理について の指導を行いましょう

健康状態の確認

作業開始前だけでなく、作業中は 頻繁に巡視を行い、積極的に声かけ をして確認しましょう

身体状況の確認

休憩場所に体温計、体重計を備え、 必要に応じて身体の状況を確認でき るようにしましょう

応急 処置

事業者、産業医、衛生管理者、安全 衛生推進者または熱中症についての 十分な知識を有した者の中から選任 した熱中症予防管理者を中心に熱中 症対策を進めましょう

緊急連絡網の作成と周知

熱中症の発生に備え、あらかじめ**病院、診療所等の所在地と連絡先**を把握し、**緊急連絡網**を作成 のうえ周知しましょう

熱中症を疑わせる症状が出たら

涼しい場所で身体を冷やし、水分・塩分の摂取を行ってください。

必要に応じて救急隊を要請してください。また、熱中症を疑う症状が発生したら、密に _____ ならない状況に配慮した上で、感染防止用<u>のマスクを外しましょう</u>。

さらなる熱中症の理解のために

日本産業規格に適合したWBGT指数計を使用しましょう

日本産業規格(JIS Z 8504又はJIS B 7922)に適合したWBGT指数計を使用しましょう。 当該規格に適合しない測定器では、黒球がない(一部の簡易型)など、<u>屋外や輻射熱が</u> ある屋内の作業場所で、WBGT値が正常に測定されない場合があります。

WBGT指数計(測定器)の例







湿温度センサー型



簡易型

WBGT指数計がない場合は

WBGT値の把握は、**WBGT指数計による随時把握が基本**ですが、用意できなかった場合など、やむおえない場合は、その地域を代表する一般的なWBGT値が環境省熱中症予防サイトで公表されているので参考にしましょう。

ただし、公表されている値では、<u>作業場所や作業ごとの状況が反映されていないことに</u> 留意しましょう。

地域を代表する一般的なWBGT値の参照

環境省熱中症予防情報サイト

https://www.wbgt.env.go.jp/

プレクーリング

WBGT値が高い暑熱環境の下で、作業強度を下げたり通気性の良い衣服を採用したりすることが困難な作業においては、作業開始前や休憩中に、あらかじめ深部体温を下げ作業中の体温上昇を抑えるために、保冷剤等による体表面の冷却や冷水や流動性の氷状飲料等の摂取による体内からの冷却(プレクーリング)を必ず行いましょう。

熱中症に関する教育教材、参考資料

①職場における熱中症予防情報(厚生労働省)

教育教材として使用していただける「**職場における熱中症予防対策マニュアル**」をはじめ、熱中症の基本から広く学べるコンテンツが充実しています。

STOP!熱中症クールワークキャンペーン要綱もこちらから確認できます。

https://www.neccyusho.mhlw.go.jp

②環境省熱中症予防情報サイト(環境省)

地域を代表する一般的なWBGT値を公表しています。また、地域のWBGT値が33℃を超える場合に都道府県単位で発表される「熱中症警戒アラート」を発信しています。また、熱中症について学べる動画コンテンツが充実しています。

https://www.wbgt.env.go.jp

このリーフレットに関する問い合わせ先 三重労働局健康安全課 059-226-2107

令和3年度労働保険年度更新の手続きについて

労働保険(労災保険・雇用保険)の令和2年度確定保険料と令和3年度概算保険料の申告・納付期限は、

令和3年7月12日(月)までです。

お忘れなく! お早めに申告・納付をお願いします。

可能な限り「郵送」・「電子申請」での提出にご協力をお願いします。

○ 年度更新集合受付会について

例年7月8日(木)、9日(金)、12日(月)の時期に実施しておりました年度更新集合受付会は、今年度は実施しませんのでご注意ください。

※申告書の受付・記入方法などの説明は三重労働局労働保険徴収室、県内各労働基準監督署で随時行って おりますので、ご利用下さい。

労働保険年度更新手続きへの電子申請利用について

電子申請により、自宅やオフィスから、いつでも提出が可能になります。

まずは、利用前の準備を行います。

① 電子証明書を利用する場合:マイナンバーカード(取得は無料)とカードリーダーを入手します。(または認証局から電子証明

書を入手します。) ID/パスワードを利用する場合:GビズIDアカウント(取得は無料)を入手します。

② e-Gov(電子政府)ホームページにアクセスし、パソコンが電子申請(e-Gov の電子申請システム)に対応できるか確認します。

詳しくは、労働保険関係手続の電子申請について

検索より、「事前準備ガイド BOOK」をご確認ください。

準備が完了したら、電子申請による申告書の提出を行います。

- ③ e-Govホームページで申請したい様式を検索し、画面上で申告書を作成します。
- ④ そのままe-Gov ホームページから電子申請します。
- ⑤ 事業主控についても、e-Gov ホームページから取得できます。

詳しくは、申告書に同封して送付される申告書の書き方の8ページに記載の、 「労働保険料(年度更新申告)マニュアル」(2ページ~)をご確認ください。

年度更新申告書に「アクセスコード※」(年度更新申告書のあて先労働局名の右隣に印字されている8桁の英数字)が設定されており、電子申請による年度更新では、様式をダウンロードした後に労働保険番号と「アクセスコード※」を入力することにより、お手元の年度更新申告書と同様の項目(労働保険番号、保険料率等)を電子申請様式に取り込むことができ、前年度の申告内容等を改めて入力する手間が省けます。

◎ 労働保険に関するお問合せ先

三重労働局総務部労働保険徴収室 ☎:059-226-2100 又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせ下さい。

新たな履歴書の様式例の作成について

厚生労働省が作成した「様式例」を参考にして、 公正な採用選考の取り組みをお願いします

厚生労働省では、これまで公正な採用選考(※1)を確保する観点から、一般財団 法人日本規格協会(以下「日本規格協会」という。)が、JIS規格の解説の様式例 において示していた履歴書の様式例の使用を推奨していました。

令和2年7月に日本規格協会が、JIS規格の解説の様式例から履歴書の様式例を 削除したため、厚生労働省で新たな履歴書の様式について検討を行い、事業主の皆様 に広く参考にしていただくための様式例(厚生労働省履歴書様式例)を作成しました (別添ご参照)。

採用選考時に使用する履歴書の様式については、本様式例を参考にしつつ、公正な 採用選考をお願いします。履歴書の様式に本様式例と異なる記載欄を設ける場合は、 公正な採用選考の観点に特にご留意をお願いします。

(※1) 厚生労働省では、応募者に広く門戸を開き、本人のもつ適性・能力を基準とした公正な採用選考を推進しています。

変更点(従来の履歴書様式例と異なる点)

- 1. 性別欄は任意記載欄となります。
- 2. 各欄(「通勤時間」「扶養家族数(配偶者を除く)」「配偶者」「配偶者の扶養義務」)の 4項目は設けないこととします。
 - ※具体的に異なる箇所(詳細)はP3の別添をご参照ください

「性別欄」の扱い

1. 性別欄は任意記載欄となります。

- ・性自認の多様な在り方に対応するため、〔男・女〕の選択ではなく任意記載欄としました。
- ・応募者が記載したい内容で記載することが可能となります。応募者が記載を希望しない場合は、未記載となる場合があります。

【様式例を活用する際の留意点】

- 性別の把握が必要な場合に、面接等で適切な方法により確認することは可能です。 応募者の中には自らの性を履歴書に記載したり、面接時等に述べることを望まない方もいます。そのため、制度上特定の性別の者を就業させることができない場合(坑内業務の一部等)や、男女の応募者数を把握したり(※2)、女性が相当程度少ない会社において女性を積極的に採用する(※3)場合など、性別の確認が必要な場合には、理由を説明し、応募者本人の十分な納得の上で行うようお願いします。性別の回答を強要することのないようご配慮をお願いします。
 - (※2) 女性活躍推進法第8条、第9条、第12条、第20条の規定に基づき、一般事業主行動計画の策定のための把握・ 分析や目標設定、情報公表にあたり、また、えるぼし・プラチナえるぼしの認定申請にあたり、男女別の採用に おける競争倍率を把握する必要がある場合。
 - (※3) 男女雇用機会均等法第8条の規定に基づき、女性が相当程度少ない会社において、女性を積極的に採用する必要がある場合。
- 性別欄の記載内容や、未記載であることで採否を決めることはないようお願いします。

2. 「通勤時間」「扶養家族数(配偶者を除く)」「配偶者」「配偶者の 扶養義務」の各欄は設けないことにしました。

- ・上記4つの欄は、特に応募者のプライバシーの要素が非常に高い情報であることなどを 踏まえ、新たな履歴書の様式例では項目欄として設けないこととしました。
- ・なお、下記①~⑤の事項に関連して、「通勤時間」「扶養家族数(配偶者を除く)」「配偶者」「配偶者の扶養義務」に記載された情報を把握していた場合は、公正な採用選考に留意した上で、下記の質問例を参考に面接時等に確認するようにしてください。
 - ① 超過勤務・休日出勤関係、② 緊急対応関係、③ 配置先関係、④ 転勤関係、⑤ その他

(参考) 面接時に確認する際の質問例

- ① 超過勤務・休日出勤関係
 - ・当社では時期により早朝出勤、深夜までの残業、休日出勤をお願いする場合がありますが、 対応は可能でしょうか?また、対応ができない場合、朝何時から、また夜は何時頃までで あれば勤務が可能でしょうか?
- ② 緊急対応関係
 - ・○○により当番制でオンコール対応(○○分以内の出勤)がありますが、対応は可能でしょうか?
- ③ 配置先関係
 - ・配置先は複数の営業所が候補となりますが、どの営業所でも勤務は可能でしょうか?
 - ・配置先について配慮して欲しいことがあれば、その理由とともに教えてください。
- ④ 転勤関係
 - ・転勤をお願いする場合がありますが、対応は可能でしょうか?
 - ・転勤のお願いにあたり配慮すべきことはありますか?
- ⑤ その他
 - ・当社で勤めるにあたり、配慮すべきこと等、お伺いしておいた方が良いことはありますか?
 - ・通勤時間が概ね○○分以上の場合、宿舎の利用もできますが、希望はありますか?

(パート労働者の場合)

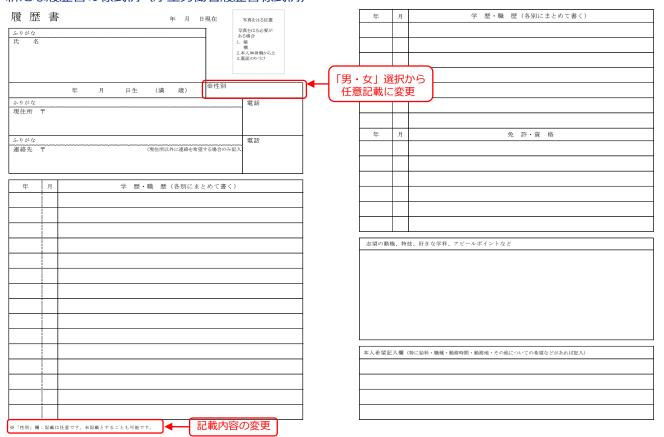
- ・扶養の範囲内での勤務などは必要ありますか?
- ※ 上記質問は、面接者全員に行うようお願いします。
- ※ これらの質問を行う必要がある場合は、あらかじめ求人票や募集要領等に、関係する情報を記載してください。(特に上記①~④について)

様式例の活用に関するその他の留意事項

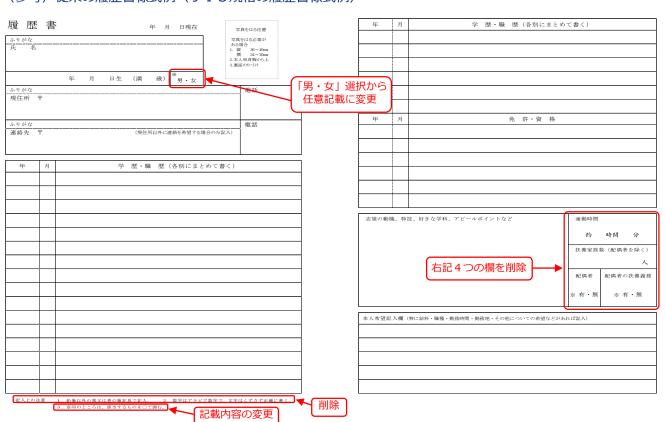
- 厚生労働省が作成した履歴書の様式は参考として示したものであり、各企業が必要に応じ、 この様式例以外の履歴書やエントリーシートなどを活用することも可能です。
- ◆ なお、様式例と異なる様式の履歴書などを活用する場合には、公正な採用選考の観点から 好ましくない項目を設けることは行わないよう、十分ご留意をお願いします。



新たな履歴書の様式例(厚生労働省履歴書様式例)



(参考) 従来の履歴書様式例(JIS規格の履歴書様式例)



各種助成金のご案内 三重労働局雇用環境・均等室(令和3年5月)

材確保等支援助成金(テレワークコース)

※機器の導入などに要した経費の一部を支給 《中小企業対象》

機器等導入助成 上限20万円~100万円 助成率30%

テレワーク実施計画の認定を受け

- ①新たに、テレワークに関する制度を規定した労働協約または就業規則を整備する
- ②就業規則の整備や、テレワーク用通信機器の導入など、助成対象となる取組みを行う
- ③基準以上のテレワークを実施する

助成金の種類、 助成額、主な要 件の解説です

目標達成助成

助成率20%(※生産性要件を満たした場合は35%) 上限20万円~100万円

- ①離職率の基準を満たすこと
- ②テレワークの実績の基準を満たすこと

働き方改革推進支援助成金

※設備の導入などに要した経費の一部を支給《中小企業対象》

36協定を見直す 年次有給休暇の 取得促進

テレワークを

新規導入する

労働時間短縮・年休促進支援コース 上限50万円~200万円 補助率3/4~4/5 <u>申請締切 R3.11.30</u>

- ・対象事業場において月60時間を超える36協定を締結している事業場の時間外労働時間数を縮減させる
- ・特別休暇(有給)の導入、時間単位の年休制度を新たに導入
- ※ 3~5%賃金引き上げの達成時の加算額上限15~240万円の加算あり

勤務間インター バルを導入する 勤務間インターバル導入コース 上限40万円~100万円 補助率3/4~4/5 <u>申請締切 R3.11.30</u>

- ・36協定を締結し、年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備している中小企業において、 勤務間インターバルを①新規で導入 ②適用範囲の拡大 ③時間延長した場合
- ※ 3~5%賃金引き上げの達成時の加算額上限15~240万円の加算あり

労務・労働時間 の適正管理の推 進に向けた環境

労働時間適正管理推進コース 上限50万円 補助率3/4~4/5

申請締切 R3.11.30

- ・新たに勤怠管理と賃金計算等をリンクさせ、賃金台帳等を作成・管理・保存できる統合管理ITシステムを用いた労働時 間管理方法を採用する。
- ※ 3~5 %賃金引き上げの達成時の加算額上限15~240万円の加算あり

事業主の枠を超 えて取り組む

整備に取組む

団体推進コース 上限500万円 ※条件により上限額1,000万円

申請締切 R3.11.30

3者以上で構成する事業主団体及び10者以上で構成する共同事業主が、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を 実施する

業務改善助成金

※設備の導入などに要した経費の一部を支給《事業場規模100人以下対象》

最低賃金を引き 上げる

20円以上引上げ 上限20万円~450万円 助成率3/4~9/10

申請締切R4.1.31

事業場内最低賃金と三重県最低賃金の差額が30円以内の事業場において、事業場内最低賃金を引き上げる

※POSレジシステム等の導入、人材育成費用、経営コンサルティング経費などに活用できます

U

三重働き方改革推進支援センターのご案内

三重労働局委託事業 受託者:株式会社タスクールPlus

助成金の活用や労務管理に関する問題について、専門家が無料で相談に応じます。ご要望により事業所へ訪問させていただきます。 フリーダイヤル:0120-111-417 メール: mie@task-work.com HP: https://task-work.com/mie/

中小企業の範囲は、「資本金の額または出資の総額」または「常時雇用する労

働者数」のいずれかが、下表に該当する場合となります。

区分	小売業(飲 食店含む)	サービス業	卸売業	その他の業種
資本金の額または出資の総額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常時雇用する労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

助成金のお問い合わせは、

三重労働局雇用環境・均等室へ

電話 059-261-2978 要件等の詳細は、

厚生労働省ホームページでもご覧いただ けます (http://www.mhlw.go.jp)

両立支援等助成金

男性の育児と 仕事の両立を

支援する

出生時両立支援コース 14.25万円~72万円 ※①は10人目まで支給あり

・男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りの取組を行う

- ①子の出生後8週間以内に開始する連続5日以上(中小企業以外は14日以上)の育児休業を取得する
- ※対象労働者の育休取得前に個別面談等、育休取得を後押しする取組を実施した場合、以下の金額を加算
- 【1人目】5万円~12万円 【2人目以降】2.5万円~6万円 ②子の出生前6週間から出生後8週間までで合計5日以上(中小企業以外は8日以上)の育児目的休暇を取得する

育休の取得と 復帰を支援す 育児休業等支援コース 28.5万円~36万円 ①と②は分けて申請、支給する 《中小企業対象》 育休取得時 ①「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って育児休業(3か月以上)を取得する

②育児休業者を原職等に復帰させ、6か月以上雇用する ※育休取得者の業務を代替する職場の労働者に手当を支

給し、残業抑制のための業務見直しなどを行った場合、加算あり(19万円~24万円)

育休中の代替 要員を確保す る

育児休業等支援コース 代替要員確保時 47.5万円~60万円 《中小企業対象》

- ※5年間、1年度あたり10人まで支給 ※くるみん認定による対象拡大あり ・育児休業 (3か月以上) 期間中の代替要員を新たに確保する
- ・育休者を原職等に復帰させ、6か月以上雇用する ※育児休業取得者が有期雇用労働者の場合加算あり(9.5万円~12万円)

育休復帰後の両 立を支援する

育児休業等支援コース 職場復帰後支援 制度導入時28.5万円~36万円

《中小企業対象》 ※②の制度利用時は、3年以内5人まで支給あり ①法を上回る看護休暇制度または保育サービス費用補助制度を導入する ②育休から復帰後6か月以内に制度を利用する

新型コロナウドイルファ イルス感染症 対応特例

介護離職を防

止する

育児休業等支援コース 新型コロナウイルス感染症対応特例 5万円 ※10人まで

・小学校臨時休校等により子供の世話をするための特別休暇制度(有給)及び、両立支援制度を導入し、特別休暇を利用 する。

介護離職防止支援コース 28.5万円〜36万円

①「介護支援プラン」を作成し、プランに沿って介護休業(合計5日以上)を取得する

②介護休業者を原職等に復帰させ、3か月以上雇用する ※①、②、③は分けて申請、支給する ③「介護支援プラン」を作成し、プランに沿って介護制度(短時間勤務制度等を合計20日以上)を利用する

新型コロナウイルス感染症対応特例

④介護のための有給休暇を20日間以上取得できる制度を導入し、5日以上利用する。

不奸治療両立支援コース 28.5万円~36万円

《中小企業対象》

15万円

《中小企業対象》

不妊治療の制度 を整備する。

・両立を支援する「両立支援担当者」を選任し、環境整備を行う。

・「不妊治療支援プラン」を策定し、プランに基づき休暇制度及び両立支援制度を合計5日(5回)取得または利用する。

※休暇制度を20日間以上連続して取得した場合の加算あり。28.5万円~36万円 ※加算は5人まで

新型コロナヴ イルス感染症 に関する母性

健康管理措置

令和4年1月31日

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース 28.5万円 ※5人まで

・新型コロナ感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が 取得できる有給休暇(年次有給休暇の賃金相当額の6割以上)の休暇制度を設け社内周知し、当該休暇を合計20日以上取 得する。

対象期間:

※1事業主1回限り、上記の休暇取得支援コースに加え 令和3年4月1日~ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金

・上記休暇制度を設け、社内に周知し当該休暇を5日以上取得する

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する

女性活躍加速化コース 《常用労働者300人以下企業対象》 数値目標達成時 47.5万円~60万円 ※1企業1回限り

「数値目標」、数値目標の達成に向けた「取組目標」を 盛り込んだ行動計画を策定して、目標を達成した

「育休復帰支援プラン」「介護支援プラン」の策定については「育児プランナー」「介護プランナー」が事業主のもとへ訪問し、 無料で支援する事業があります。支援事業は、助成金の申請にかかわらず、従業員が育児や介護で離職することなく継続して働き続け 厚生労働省委託事業 受託者:株式会社パソナ 電話03-5542-1740 られるよう取り組む事業主の方が対象です。

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、男女雇用機会均等法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法

法改正が順次行われています!改正への対応はお済みですか!

(Ver:R3.4)

①女性活躍推進法の行動計画策定義務企業が拡大されます!R3年度中に準備が必須です。

【常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主】

□令和4年4月1日より一般事業主行動計画の策定・届出や情報公表が義務となります。

*「えるぼし」認定を受けると、えるぼしマーク(例: 右マーク)が使用でき、女性が活躍している事業主としてPRできます! 労働者数が300人以下の事業主は公共調達による加点があります!



一般事業主行動計画の策定方法や「えるぼし」認定について詳しくは

女性活躍推進法 厚生労働省

検索

- ▷▷厚生労働省ホームページ「女性活躍推進法特集ページ」アクセス!
- ▷▷「女性の活躍推進企業データベース」では、自社の行動計画の公表と情報の公表ができるほか、 他社の行動計画を閲覧できます。データベースへは、「女性の活躍推進・両立支援総合サイト」 (https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/) からアクセスできます。
- ②不妊治療と仕事との両立支援に取り組むことで、労働者の離職を防ぎ人材の確保へ!

【不妊治療と仕事の両立ができる職場環境作りを進めましょう】

- □次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」が改正され、一般事業主行動計画に盛り込むことが望ましい事項として、「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」が追加されました。通院に必要な時間を確保しやすい職場環境整備を目指し、計画的に取り組みましょう。
- □令和3年度より「働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)」に不妊治療のために利用できる特別休暇制度を導入した場合を助成の対象に追加。さらに、「両立支援等助成金」に不妊治療両立支援コースが新設されています。

不妊治療と仕事の両立に関する詳細については、厚生労働省ホームページ内の下記サイトをご覧ください。

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用環境・均等 > 不妊治療と仕事の両立のために

③R3.7.1~「母性健康管理指導事項連絡カード」が変わります!

*母性健康管理措置とは、男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

【母性健康管理措置の申出の際に利用できる「母性健康管理指導事項連絡カード」様式が改正されます】 □当該カードは厚生労働省ホームページか「女性にやさしい職場づくりナビ」からダウンロードできます。

【新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の対象期間はR2.5.7~R4.1.31まで】

□新型コロナウィルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金をご活用ください。

母性健康管理措置について、詳しくは下記サイトをご覧ください。

▷▷働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト「女性にやさしい職場づくりナビ」 https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/

▷▷職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について(厚生労働省ホームページ) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html



ご注意 「妊娠したこと」や「母性健康管理措置を求めたこと」などを理由として、解雇すること、退職勧奨すること、 契約更新をしないこと、パートへの身分変更を強要することなどは法律で禁止されています!!

4全ての企業において、正社員と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差は禁止されます! 【同一労働同一賃金への取組は進んでいますか】 ※R3.4.1から中小事業主も義務となりました。 □パートタイム・有期雇用労働法に基づき、同じ企業で働く正社員と短時間労働者・有期雇用 労働者との間で、基本給や賞与、手当、福利厚生などあらゆる待遇について、不合理な差を 設けることが禁止されました。 □事業主は、短時間労働者・有期雇用労働者から、正社員との待遇の違いやその理由などにつ いて説明を求められた場合は、説明をしなければなりません。 · パートタイム・有期雇用労働法の詳細については下記サイトをご覧ください。 パートタイム・有期雇用労働法への対応に向けた取組手順書や業種別マニュアルなど、 取組の参考となる情報や制度の詳細は、厚生労働省ホームページへ。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html 令和2年6月1日より ⑤パワーハラスメント防止措置が事業主の義務となりました! (労働施策総合推進法) ※中小事業主は、R4.4.1から義務化されます(それまでは努力義務)。早めの対応をお願いします! □「パワーハラスメント」とは職場において行われる、**3つの要素(①優越的な関係を背景** とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業 **環境が害されるもの**)をすべて満たすものです。 ハラスメントの内容について理解を深めましょう。 □事業主は、「パワーハラスメント」の防止のために講じなければならない10つの措置 (たとえば相談窓口の設置等)を講じることが必要です。 □ハラスメント全般の相談に一元的に対応するための相談窓口を設けましょう。 つでもあてはまらなければ、下記サイトを確認して、必要な防止措置を講じましょう! ○ ポータルサイト「あかるい職場応援団」で職場におけるハラスメントに関する情報を発信 しております。社内の体制整備に是非ご活用ください。 あかるい職場応援団 HP ご注意 「セクシュアルハラスメント」、「妊娠・出産、育児介護に関するハラスメント」の防止対策は、 全事業主に義務化されています! ハラスメント防止に関する周知例をご活用ください。→三重労働局ホームページ>各種法令・制度・手続き > 雇 用環境・均等関係 > 法令・制度 > 職場の総合的ハラスメント対策について(当該ページに周知用リーフレット例 のデータを掲載しています) □両立支援等助成金 男性の育児休業取得を促進輸出生時両立支援コース 下線の助成金は中小 仕事と介護の両立支援受介護離職防止支援コース 企業のみ対象となり 仕事と育児の両立支援®育児休業等支援コース/NEW不妊治療両立支援コース ます。

⑥令和3年度の両立支援助成金・働き方改革推進支援助成金・業務改善助成金をご活用ください。

小学校等の臨時休業等への対応

NEW新型コロナウイルス感染症対応特例

女性が活躍する企業に向けて☞女性活躍加速化コース

- □新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース
- □働き方改革推進支援助成金…労働時間短縮・年休促進支援コース/勤務間インターバル導入コース/ 労働時間適下管理推進コース
- □業務改善助成金(生産性を向上させ、事業場内最低賃金の引上げを支援)
- □人材確保等支援助成金(テレワークの導入・定着を支援)

上記助成金に関するお問合せは雇用環境・均等室(059-261-2978若しくは059-226-2110)です。

各助成金の詳しい支給要件や手続き等については厚生労働省ホームページでご覧いただけます。

* 各種助成金名を入れて検索を!



不妊治療と仕事の両立にお悩みの方は 三重労働局へご相談ください

三重労働局雇用環境・均等室では、不妊治療を受けている方や、これから受けようとしている方からのご相談に対応し、不妊治療と仕事の両立を支援するため、事業主に対し、説明や情報提供、環境整備についての働きかけなどを行っています。

雇用環境・均等室の役割

不妊治療を受けている方や、これから受けようとしている方から、仕事との両立について相談を受けた場合、ご要望を踏まえて、事業主に対して以下の働きかけを行います。

- 不妊治療と仕事の両立支援の趣旨、必要性などを説明
- マニュアルや助成金等の情報提供
- 助成金を活用して、不妊治療と仕事の両立ができる職場環境整備に取り組むよう働きかけ

雇用環境・均等室が実施する不妊治療と仕事の両立支援策

不妊治療と仕事の両立について、職場における理解を促し 不妊治療と仕事の両立ができる休暇制度や両立支援制度が利用しやすい職場環境の整備を推進して います。

- 事業主に対する助成金の支給
 - 中小企業事業主に対する、以下の2つの助成金があります。
 - **働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)** 不妊治療に利用できる特別休暇制度(多目的・特定目的とも可)を導入した事業主を助成
 - 両立支援等助成金(不妊治療両立支援コース) 不妊治療に利用できる休暇制度や両立支援制度(所定外労働の制限、時差出勤、短時間勤務、フレックス タイム制、テレワーク)を整備し、労働者に実際に利用させた事業主を助成
- 事業主向けセミナー

事業主や人事労務担当者等を対象に、不妊治療に利用できる休暇制度や両立支援制度の導入を支援 するためのセミナー等を実施する予定です。

制度導入マニュアルなど、啓発資料等の作成・配付(裏面をご覧ください)

雇用環境・均等室とは

厚生労働省の都道府県単位の出先機関で、全国の都道府県労働局に設置されています。

(連絡先一覧は裏面をご覧ください)

誰もがいきいきと働きやすい雇用環境を実現するため、以下のような施策の推進に取り組んでいます。

- ●働き方改革 ●男女雇用機会均等の確保対策 ●女性の活躍推進
- ●職場におけるハラスメント防止対策●母性健康管理対策
- ●育児・介護、不妊治療と仕事の両立●非正規雇用労働者の待遇改善

ご存じ ですか? 妊娠・出産や母性健康管理措置を受けたことなどを理由とする不利益な 取扱いは法律で禁止されています。 事業主・人事部門向け

「不妊治療を受けながら働き続けられる職場作りのためのマニュアル」

https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/30k.pdf



- 不妊治療についての解説
- 企業における不妊治療と仕事の両立支援に取り組む意義
- 不妊治療と仕事の両立支援制度の導入ステップの解説
- 不妊治療と仕事の両立を支援するための各種制度や取組の解説
- 企業の事例の紹介
- その他参考情報



本人・上司・同僚向け

「不妊治療と仕事の両立サポートハンドブック」

https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/30l.pdf



- データで見る不妊治療と仕事の両立
- 不妊治療についての解説
- 職場での配慮のポイント
- 不妊治療を受けている、受ける予定の人たちへの情報



厚生労働省のホームページもご参照ください

①「不奸治療に関する取組」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo kosodate/boshi-hoken/funin-01.html

②「不妊治療と仕事の両立のために」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 14408.html





都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)連絡先一覧

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-6893-1100	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青 森	017-734-4211	神奈川	045-211-7357	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新 潟	025-288-3511	大 阪	06-6941-4630	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2728	兵 庫	078-367-0700	福岡	092-411-4717
秋 田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈 良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-0221	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥 取	0857-29-1701	熊本	096-352-3865
茨 城	029-277-8295	長野	026-223-0551	島根	0852-20-7007	大 分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐 阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-254-6320	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4403
千 葉	043-306-1860	三 重	059-261-2978	徳島	088-652-2718		



With コロナ時代に働き方を見直すチャンス! 働き方改革関連法対応

働き方・休み方改善コンサルタント案内中!

With コロナ時代において、働き方も大きく見直しの必要が迫られています。 労働時間・休日の制度を見直し、多様な働き方を導入するなど、働き方を見直す取 組を広く「働き方改革」といいます。「働き方改革」により、仕事と生活の調和(ワ ークライフバランス)の実現ができれば、社員にとっても会社にとっても大きなメリットをもたらします。

こんなときにおススメ!

- 社員の健康管理のため、長い残業時間を減らしたい
- 新型コロナウィルス対応でテレワークを導入したい
- 変形労働時間制やフレックスタイム制の導入方法がわからない
- 年次有給休暇を計画的に付与する方法が知りたい
- ・ 労働時間や休日、休暇について就業規則、36協定の見直しをしたい
- 賃金引き上げと労働生産性向上、人材育成、教育にかかる助成金制度を知りたい、テレワークを導入したい・・・など

どれか1つでも該当したら、FAX(裏面のコンサルティング申込書) より無料アドバイスや無料講習会等をお申込みください。

コンサルタントによるアドバイス、資料提供や出前講習会を無料で行います!



コンサルタントが会社に赴き、無料で社内講習会を開くことができる。 管理職向けや一般従業員向けなど、様々なメニューを用意しています。



コンサルタントが訪問し、会社の状況をお伺いしたうえで、その会社の実情に合わせた適切なアドバイスを受けることができる。

※コンサルタントは是正指導を目的としたものではありませんので、お気軽にご利用ください。 相談内容の秘密は厳守されます(情報が監督署等の他の機関に渡ることはありません)。

働き方・休み方改善コンサルタントお申込み・お問い合わせ先



三重労働局 雇用環境・均等室

〒514-8524 津市島崎町327-2

TEL:059-226-2110 FAX:059-228-2785

電話相談のみでも対応可能です。お気軽にお問合せください!

コンサルティング申込書

(申込日)

令和 年 月

三重労働局 雇用環境・均等室 宛

FAX: 059-228-2785

働き方・休み方改善コンサルティングを以下のとおり申し込みます。

会	社	名												
所	在	地	Ŧ											
業	種				業		労働者		Ī	社員			人	<u>\</u>
(事業内容等)		[]	•	刀倒旧奴		<u>ર</u>	れ以外			人	_	
	部署						役職:	名						
連絡	フリガナ 氏名													
担当者														
	電	_ <u></u> 舌		()			Fax	<		()		

下記のご希望のコースに〇印をお付けください。※

下記のコースのうち、1出前講習会をご希望の場合は、対象者と参加人数までご記入ください。

ĵ	1 出前講習会コンサルタントが事業場に赴き、講習会を開きます。							
希	単独の事業場でも可能です。対象は管理職から一般労働者の方ま							
望	で。会場のご用意をお願いします。							
= の		対象者		参加人数	約	名		
¬	2 個別コンサル	…コンサル	タントが事業場に赴き、経営	者、	担当者等	の方々		
	ティング	から個別	にご相談をうかがい、アドバ	イスや資料提	供を行(ハます。		
ı		相談や助	言の内容・その結果に関する	情報が、監督	署等の	他の機		
ス		関に渡るこ	ことはありません。					
相	ご希望の相談事項に1940をお付けください。							
	口 健康管理のための長時間労働の削減							
-114	ロ テレワーク制度	度の導入						
談	□ 年次有給休暇取得促進(年5日以上の年休付与義務)							
	口 非正規雇用の処遇改善(同一労働同一賃金)							
事	口 労働時間や休日、休暇についての就業規則、36協定の見直し							
J	ロ 賃金引き上げと	:労働生産	性向上、人材育成、教育にか	かる助成金制	度			
	□ 高齢者の就業の	足進(有期	特措法における第2種認定)	(定年延長・)	法改正情	量報)		
項	□ その他()		

※申込後、コンサルタントからご担当者様へ日程調整等のご連絡をさせて頂きます。

○申込書こご記入の上、三重労働局 雇用環境・均等室までFAXまだは趣送でお申し込みください。 なお、FAXでお申し込みの際は、個人情報帰曳が止のため、誤送信ごは十分ご注意ください。



三重産業保健総合支援センター(三重さんぽセンター)からのご案内

● メールマガジン登録のお知らせ

三重産業保健総合支援センターでは、利用者の皆様に産業保健に関する新たな情報等をより早くお届けするために、毎月1回、15日を目途に「三重産保メルマガ」を配信しております。

内容は、産業保健に関する最新情報、研修会案内、イベント案内、労働行政からのお知らせ等の紹介で、利用者の皆様に感心を寄せていただくものにしたいと考えております。この機会に是非登録をお願いします。

配信ご希望の方は、下記の当センターのホームページから申し込みいただけます。↓

https://www.mies.johas.go.jp/merumaga/

● 産業保健研修会のお知らせ 令和3年度(6月~9月) 【無料】

〇「産業医向け【単位取得】」研修会の定員及び申し込み方法の変更について

(※産業医以外の産業保健スタッフ向け【単位取得無し】研修会は、従前どおり)

新型コロナウイルス感染予防対策の観点から、研修定員を大幅に削減し研修を開催してまいりましたが、9月までの上期分については、既に殆どの研修会が定員に達している状況です。

この度、皆様方からのご意見、ご要望にお応えするため、感染予防対策に配慮しつつ会場レイアウトを見直し、研修定員を僅かではありますが**増員し、追加募集**をすることといたしました。

つきましては、お一人でも多くの方に研修の機会を設けさせていただくため、「<u>産業医向け【単位取得】」研修会については</u>、下記のとおり追加募集の申込み方法等を定めましたのでご確認の上、申込みいただきますようお願いいたします。

なお、既に申し込み受付済みのものについて、手続き等の変更はありません。

記

- 1 申し込み数は、既に申し込み受付済みのものを含め、原則、お一人様一ヶ月間に一研修以内とします。
- 2 追加申込み<u>受付開始日は、研修会開催日の属する月の初日の一ヶ月前の開館日</u>とします。 (例①:7/8(木)研修会 → 6/1(火)から受付 M②:9/9(木)研修会 → 8/2(月)から受付 ※8/1は日曜日で閉館日のため)
- 3 <u>申込み方法は</u>、当センターの<u>ホームページ</u>の「研修のご案内申し込み」<u>からのみ</u>とし、ファックス及び郵送での申し込みは休止いたします。 (研修会テーマの横に -定員に達しました- の表示がないものは申し込みが可能です)
- 4 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の観点から当面の間は、県内に在住かつ在勤されている方のみとさせていただきます。
- 5 申し込み前には、必ず「三重産業保健総合支援センター産業保健研修会受講者の皆様へ」を確認してください。
- 〇「産業医向け(単位取得)研修会」は、「日本医師会認定産業医制度」における「生涯研修」(更新)の単位が取得できる指定研修として 指定されています。
- 〇新型コロナウイルス感染防止対策や天災事変その他やむを得ない事由により研修会を中止又は延期する場合は、当センターホーム ページでお知らせします。

≪日医認定産業医制度の生涯研修研修会に関するお願い≫

「日本医師会認定産業医制度」の「生涯研修」の指定を受けた研修会において、単位取得を希望される方には、本人確認を実施させていただいております。受付に「産業医学研修手帳(Ⅱ)」をご持参いただき、手帳をお預かりする際に、公的機関が発行している顔写真付き身分証明書(運転免許証等)を必ずご提示いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、15分以上の遅刻・早退があった場合は、単位の一部又は全部が認められなくなりますので、ご留意願います。

また、研修予定時間の一部のみの受講を希望される申し込みは受け付けられませんので、ご了知願います。

<研修会のお申し込み先>

(独)労働者健康安全機構 三重産業保健総合支援センター ホームへ[°]ージアト・レス https://www.mies.johas.go.jp/〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目191番4 三重県医師会館5階 TEL 059-213-0711/FAX 059-213-0712

当センターのご利用日時:休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで(休日:毎土・日曜日、国民の祝祭日、年末年始)

当センター開催の産業保健研修会は、「産業医向け【単位取得】」と「産業医以外の産業保健スタッフ向け【単位取得無し】」に区分していますが、どちらの研修会も職種等に関係なく、ご希望される産業保健スタッフ等の皆様にご参加いただけます。

●上期 産業保健研修会「産業医向け 【単位取得】」—三重県医師会共催 日医認定産業医研修 * 印は研修開始時間にご注意ください

開催日	(曜)	研修会テーマ	講 師 氏名
		内容	所属·役職·資格等
時 間			定員 / 認定研修
6月1日	(火)	溶接ヒュームの健康障害防止について	浅野 保
14:30~16:30		アーク溶接作業で発生する溶接ヒュームが、令和3年4月より特定化学物質に追加され、溶接ヒュームのばく露を防ぐために、換気・濃度測定・マスクのフィットテストなどの対策が必要になります。また、特定化学物質作業主任者を選任することも必要になります。アーク溶接作業に求められる対策を説明します。(産業医・スタッフ同時開催)	当センター産業保健相談員(労働衛生工学担当) 18名 日医認定産業医研修 生涯: 専門
6月3日	(木)	職場におけるアルコール健康障害対策	猪野 亜朗
14:30~16:30			泊ファミリークリニック 副院長 18名 日医認定産業医研修 生涯: 専門
6月4日	(金)	最近の労働衛生行政の動向について	森 孝志
14:30~16:30		最新の労働衛生の情報を踏まえ、法改正の動向等を詳しく説明します。(産業医・スタッフ同時開催)	三重労働局 労働基準部 健康安全課長 18名 日医認定産業医研修 生涯: 更新
6月9日	(水)	化学物質のリスクアセスメントとその活用	谷垣 己子男
14:30~16:30		化学物質のリスクアセスメントについて紹介し、その現場における活用方法 について考えてみる。(産業医・スタッフ同時開催)	労働衛生コンサルタント・第一種作業環境測定士 18名 日医認定産業医研修 生涯: 専門

6月10日	(木)	職場での母性健康管理と妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策	杉山 紀子
14:30~16:30		女性労働者の妊娠期から出産後にかけての事業主が講ずべき措置や母性 保護規定、さらには、妊娠・出産・育児休業に関するハラスメント対策につい て解説します。(産業医・スタッフ同時開催)	三重労働局 雇用環境·均等室 指導係長 18名 日医認定産業医研修
6月17日	(木)	労災保険制度の概要	生涯: 更新 増田 伸司·上村 明史
14:30~16:30		労災保険に関する制度説明及び主な認定基準等(産業医・スタッフ同時開催)	三重労働局労働基準部労災補償課 労災補償監察官 18名 日医認定産業医研修 生涯: 更新
6月23日	(水)	労働基準法のあらまし	大西 洋一
* 13:30~16:30		労働トラブル未然防止のための労働関係法及び働き方改革関連法について、実例を交えて説明します。(産業医・スタッフ同時開催)	社会保険労務士 18名 日医認定産業医研修 生涯: 更新
6月24日	(木)	産業医による職場巡視のポイント	後藤 義明
14:30~16:30		産業医が、製造業を主とする工場や、事務所を職場巡視する際のポイントについて、事例を交えて解説します(2020年度とほぼ同じ内容です)。	三重産業医会 理事 18名 日医認定産業医研修 生涯: 実地
6月29日	(火)	産業医・産業保健スタッフ等にできる動機づけ面接	井上 雄一朗
14:30 ~ 16:30		アルコール問題以外に、喫煙・肥満・高血圧・糖尿病・ギャンブルにも応用されている面接技法である動機づけ面接法の導入部を一緒に学びましょう。 (産業医・スタッフ同時開催)	(医)鴻池会 秋津鴻池病院 精神科医師 18名 日医認定産業医研修 生涯: 専門
7月7日	(水)	人間関係論の起こりに寄与したホーソン工場の実験を基にしてメンタルヘルスについて考える	竹内 登規夫
14:30~16:30		「内発的動機つけの大切さ」「家族関係の職場の生産性への影響」「産業カウンセリングの大切さ」「インフォーマル(仲間)人間関係の大切さ」等を明らかにしたホーソン工場の実験を詳細かつ分かりやすく紹介するとともにメンタルヘルスについて考えます。(産業医・スタッフ同時開催)	愛知教育大学 名誉教授 18名 日医認定産業医研修 生涯: 専門
7月8日	(木)	働きやすい職場環境の整備に向けて一働き方改革一	三重労働局雇用環境・均等室 担当官
14:30~16:30		働き方改革の観点から、労働者が働きやすい職場環境の整備に関して 様々なアプローチを解説。働き方改革関連法についても触れていきます。 (産業医・スタッフ同時開催)	三重労働局雇用環境·均等室 18名 日医認定産業医研修 生涯: 更新
7月14日	(水)	「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」解説	橋本 しげ子
14:30~16:30		疾病を抱える労働者の就業可能性の向上を目指して、事業場が取組む方 策について「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン (厚生労働省)」を解説します。(産業医・スタッフ同時開催)	当センター産業保健相談員(保健指導担当) 18名 日医認定産業医研修 生涯: 更新
7月21日	(水)	作業場の換気・排気(応用編)	辻本 公一
14:30~16:30		粉じん対策の概要と粉じん作業等に関わる局所排気装置の設計について、 流体力学の観点から簡単に説明します。(産業医・スタッフ同時開催)	三重大学大学院工学研究科 教授 18名 日医認定産業医研修 生涯: 専門
7月27日	(火)	節酒・減酒支援の実践法	井上 雄一朗
14:30~16:30		日本人の979万人は飲みすぎといわれています。節酒・減酒により、身体や精神的に健康となり、能力をより発揮できるよう具体的介入法を身につけましょう。(産業医・スタッフ同時開催)	(医)鴻池会 秋津鴻池病院 精神科医師 18名 日医認定産業医研修 生涯: 専門
7月29日	(木)	労働時間と急性心筋梗塞	血島 茂
14:30~16:30		労働時間が急性心筋梗塞の発症リスクに及ぼす影響と、集団における寄与 危険割合、すなわち、労働時間管理によって予防可能な心筋梗塞の割合に ついてお話します。	三重大学大学院医学系研究科 教授 18名 日医認定産業医研修 生涯: 専門
8月25日	(水)	労働基準法のあらまし	大西 洋一
* 13:30~16:30		労働トラブル未然防止のための労働関係法及び働き方改革関連法について、実例を交えて説明します。(産業医・スタッフ同時開催)	社会保険労務士 18名 日医認定産業医研修 生涯: 更新
8月26日	(木)	特殊健康診断の生物学的モニタリング検査の基本と留意点について	村田和弘
14:30~16:30		特殊健康診断の生物学的モニタリング検査の目的と評価、検体の採取・保存上の留意点、尿中馬尿酸検査値への飲食の影響など、利用上(特殊健康診断、リスクアセスメント等)の留意点について説明し、リスクの見積りの事例について紹介します。(産業医・スタッフ同時開催)	当センター産業保健相談員(労働衛生工学担当) 18名 日医認定産業医研修 生涯: 実地
8月27日	(金)	特殊健康診断	村田 真理子
14:30~16:30		特殊健康診断は、有害業務に従事する労働者に対して行われる特別の健 診項目からなり、職業病の早期発見・予防を目的に行われます。業務の種 類により項目が異なり、それぞれの意義について概説します。	三重大学大学院医学系研究科 教授 18名 日医認定産業医研修 生涯: 専門
9月8日	(水)	パワーハラスメントとメンタルヘルス	竹内 登規夫
14:30~16:30		パワーハラスメント防止法が2020年6月1日より施行されたが、その概要やパワーハラスメントの事例を紹介します。また、パワーハラスメントの発生要因やパワーハラスメントとメンタルヘルスの関連を考察します。その上に立って今後のパワーハラスメント防止について考えたいと思います。(産業医・スタッフ同時開催)	愛知教育大学 名誉教授 18名 日医認定産業医研修 生涯: 専門
9月9日	(木)	産業衛生における個人情報保護	<u></u>
14:30~16:30		産業衛生における個人情報の取扱とその守秘義務について考えます。(産業医・スタッフ同時開催)	三重大学大学院医学系研究科 教授 18名 日医認定産業医研修 生涯: 専門
9月14日	(火)	健康診断の事後措置	河野 啓子
* 14:00~16:00		健康診断の事後措置を総点検し、今後の取り組みのヒントを得る機会にしていただければありがたいです。(産業医・スタッフ同時開催)	四日市看護医療大学 名誉学長 18名 日医認定産業医研修 生涯: 専門
9月16日	(木)	職業性疾病の認定	三重労働局 労災補償監察官
14:30~16:30		職業性疾病(脳心疾患、精神障害)の認定基準、その他主な認定基準等。 (産業医・スタッフ同時開催)	三重労働局労働基準部労災補償課 18名 日医認定産業医研修 生涯: 更新

9月24日	(金)	知っておきたい受動喫煙防止対策	片山 歳也
		加熱式たばこ・電子たばこが市販され、新たな受動喫煙防止対策が必要に	JCHO東京高輪病院 薬剤部長
14:30~16:30		なってきています。受動喫煙とその危険性について解説し、事業所における 受動喫煙防止対策と禁煙補助薬に関する最近の話題と事例を紹介し、事	18名 日医認定産業医研修
		業所における産業保健指導の一助となることを目標とします。(産業医・ス	 生涯: 実地
		タッフ同時開催)	工作: 人名
9月28日	(火)	職場におけるLGBTの理解と対応	井上 雄一朗
		近年、性の多様性がうたわれており、職場における理解と対応が求められ	(医)鴻池会 秋津鴻池病院 精神科医師
14:30~16:30		ていますので、皆様と共に考える機会としたいと思います。(産業医・スタッフ同時開催)	18名 日医認定産業医研修
0.000	(-1-)		生涯: 専門
9月30日	(不)	エビデンスに基づく産業保健活動	监島 茂 二素大学大学院医学系研究科 教授
14:30~16:30		産業保健活動を行うのに必要な疫学的エビデンスの意味と適用方法を実例	三重大学大学院医学系研究科 教授 18名 日医認定産業医研修
14.30 - 10.30		を交えながら解説します。	
● 上地 卒業/	见海工	エタク「充業医以外の充業保健スクッコウは「単位取得無」」.	* 印は研修開始時間にご注意ください
		研修会「産業医以外の産業保健スタッフ向け【単位取得無し】」 	
開催日	(曜)	研修会テーマ	講師 氏名
 時間		内	所属・役職・資格等 定員
	(-k)		
6月2日		コロナがもたらした変化 メンタルヘルス活動における上司の役割 昨年初夏くらいから相談が急増しました。コロナ禍によってプライベート・仕	矢野 一郎 当センター産業保健相談員(カウンセリング担当)
14:30~16:30		事両面でのストレスの増加が原因です。不調の予防には、上司が重要な役	ヨセンダー産業体性性談員(ガリンセリング担当) 18名
14.30** 10.30		割を果たします。そこで今回は、上司の役割と対応方法を考察したいと思い	104
· · -	>	ます。	
6月14日	(月)	職場における腰痛の管理と運動療法	中山卓也
# 14-0010-00		職場での腰痛予防と管理方法、簡単な運動の導入方法などをお話ししませ、悪疾保有者の名となり、長期化や再発を繰り返しやすいよされ	中部労災病院治療就労両立支援センター 主任理学療法士
* 14:00~16:00		す。また、腰痛保有者の多くを占め、長期化や再発を繰り返しやすいとされる非特異的腰痛について、対処法も含めお話しします。	18名
6月18日	(全)	メンタルヘルス不調による休業者への職場復帰支援	上住 津恵
07100	(32)		亠乓 /孝心 当センター産業保健専門職
* 14:00~16:00		メンタルヘルス不調により休業した労働者への職場復帰支援について、病 気休業開始から職場復帰後のフォローアップまで、各段階における対応や	18名
11.00		一連の進め方について事例を交えてお話します。	
6月25日	(金)	メンタルヘルスと生活習慣病に使用される薬と事業所の感染対策	片山 歳也
		メンタルヘルスに使用される薬(睡眠薬、抗うつ薬等)、生活習慣病治療薬、	JCHO四日市羽津医療センター 副薬剤部長
14:30~16:30		および事業所における主な感染対策(新型コロナウイルス感染症、インフル	18名
		エンザ、感染性胃腸炎、麻疹等)について、新薬や最近の話題を交えて解 説し、事業所における産業保健指導の一助となることを目標とします。	
7月1日	(*)	職場におけるアルコール健康障害対策	
/ <i> </i>			増まり出め 泊ファミリークリニック 副院長
14:30~16:30		アルコールに関する研究の成果は脳科学を含めて飛躍的に増えています。 これらは職員の研修などにも活用できます。これらの知見を解説していく内	18名
11.00		容とします。	104
7月2日	(金)	アンガーマネジメント研修~今日からはじめるイラッ、ムカッ、ブチッの対処法~	山元 孝二
		なんであんなに怒ってしまったのだろうか。怒りを自ら「管理」し、適切な問題	三重県立こころの医療センター 精神保健福祉士
14:30 ~ 16:30		解決コミュニケーションに結びつける心理技術を説明します。(参加型の研	18名
		修です)(こころしっとこセミナー)	
7月6日	(火)	コロナがもたらした変化 再発させない復職支援の体制作り	矢野 一郎
14.00 10.00		昨年初夏くらいから相談が急増しました。コロナ禍によってプライベート・仕事ままるのストレスの増加が原因です。今日は、不調のる味と表際はよる	当センター産業保健相談員(カウンセリング担当)
14:30~16:30		事両面でのストレスの増加が原因です。今回は、不調の予防と再発防止の 観点から支援の体制を考察したいと思います。	18名
7月9日	(全)		
/月9日 	(32)	画さり、収集と正来のあり方について~コロケ禍にあける问题を踏まれて~ 「一億総活躍社会を創り上げる」という位置づけで「働き方改革」諸政策が動	
* 14:00~16:00			18名
10.00		労働者の働き方に色々な影響を及ぼしました。そこで、コロナ禍における	1.0 1
		「働き方改革」の法的問題点を解説したいと思います。	
7月16日	(金)	労災事故発生の場合の具体的対応について	林準之助
de 14.00 - 10.00		労災事故も軽微なものから重大事故に至るまでの対応については、事業所 としてとるべき処置が異なり、被災労働者に対する労災保険適用も令和2年	特定社会保険労務士 10名
* 14:00~16:00		としてとるへき処直が異なり、被災労働者に対する労災保険適用も宣和2年 9月施行の法改正により一部変更されていることなど、具体的事例を交えて	18名
		労災事故(業務災害・通勤災害)発生の際の対応、また労災保険と社会保	
		険との適用の違いなどを説明。	
7月28日	(水)	職場の最高のストレス解消法(マインドフルネス及びコーピング)	横元 慶男
14.00 - 10.00		ストレス理論とストレス技法及び指導法を学ぶ。	当センター産業保健相談員(カウンセリング担当)
14:30~16:30 8月3日	(111)	 発達障害の特性と雇用管理	18名 障害者職業カウンセラー
5710H			
14:30~16:30		発達障害の特性やそれらを踏まえた職場での対応のポイント、支援機関や制度の活用について解説します。	一重時日日概米 ピング
		制度の活用について解説します。	
9月7日	(火)	保護具入門	浅野 保
		労働衛生保護具の適切な選択と正しい使い方について説明します。皮膚か	当センター産業保健相談員(労働衛生工学担当)
14:30 ~ 16:30		らの吸収ばく露を防ぐための化学防護手袋、アーク溶接作業に用いるマス	18名
		クのフィットテストなど最近の話題についても取り上げます。	
9月15日	(水)	管理監督者向けのメンタルヘルス教育	河合 加代子
1400 1000		日常従業員と接している管理監督者が、部下の不調に気づき初期対応がき	当センター産業保健相談員(保健指導担当)
14:30~16:30		ちんとできるよう、そのノウハウを学びます。	18名
9月29日	(水)	産業保健スタッフによる職場巡視のポイント	後藤 義明
		産業保健スタッフが、製造業を主とする工場や、事務所を職場巡視する際のような、東京は大きな大阪の大阪の大阪では、東京は大きな大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大	三重産業医会 理事
14:30 ~ 16:30		のポイントについて、事例を交えて解説します(2020年度とほぼ同じ内容	18名
		です)。	